

# 令和8年度 由布市 地域おこし協力隊 募集要項



由布岳と由布院盆地



黒岳と田園風景



田植え体験



ゆふいん盆地祭り



由布川峡谷



神楽

由布市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市と別府市、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠町と九重町に接しており、現在の人口は約33,500人です。

由布市には、観光と温泉で全国的に有名な「湯布院」、豊かな自然と農業の「庄内」、県都大分市に隣接し商工業の発展する「挾間」の3つの個性ある地域があり、「地域自治を大切にした 住み良さ日本一のまち」を目指しています。

地域を愛し、地域おこしや起業に希望と情熱を持ち、地域住民と一緒に、由布市のまちづくりのために活躍していただける方の応募をお待ちしています。



## 1 募集人員

由布市庄内町大津留エリア地域振興業務	1名
由布市挾間町地域振興業務	1名



## 2 活動内容

### (1) 由布市庄内町大津留エリア地域振興業務 (令和8年4月以降採用)

庄内地域振興課および大津留交流センターに在籍し、大津留まちづくり協議会（地域運営組織）の業務支援や地域活性化業務に従事する。

【業務内容】

- ア 大津留まちづくり協議会が取り組んでいる各種事業に対する支援及び事務援助
- イ 大津留まちづくり協議会の取り組みに関する企画、実施及び情報発信
- ウ 地域特産品の開発及び販売促進等
- エ 大津留エリアの活性化に関する取り組み
- オ 大津留エリア内外のまちづくり団体との連携
- カ おおつる交流センター利用促進
- キ おおつる交流センターの内部事業（施設管理等）の援助
- ク 移住定住施策の支援

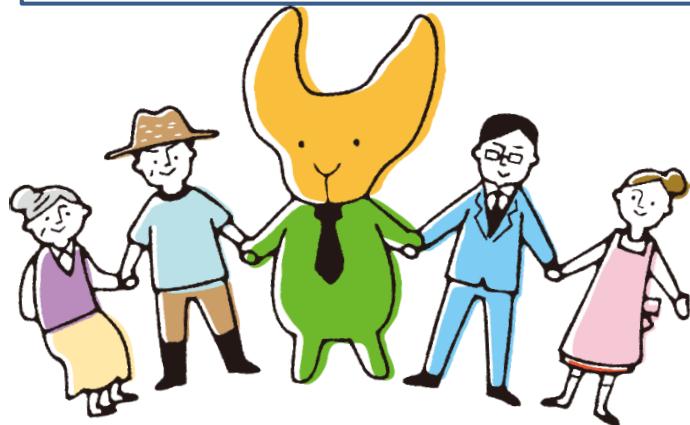
【活動地域】由布市庄内町大津留地域

【勤務地】おおつる交流センター（旧 由布市立大津留小学校）  
(由布市庄内町東大津留 636番地1)

【その他】大津留まちづくり協議会について

ホームページ : <https://oturu.sakuraweb.com/>

インスタグラム : [https://www.instagram.com/oturu\\_yufu/](https://www.instagram.com/oturu_yufu/)



## （2）由布市挾間町地域振興業務（令和8年4月以降採用）

挾間地域振興課に在籍し、谷むらづくり協議会（地域運営組織）の業務支援や地域活性化業務に従事する。

- 【業務内容】
- ア 谷むらづくり協議会が取り組んでいる各種事業に対する支援及び事務援助
  - イ 谷むらづくり協議会の取り組みに関する企画、実施及び情報発信
  - ウ 耕作放棄地の有効活用等、谷むらづくり協議会の自主財源確保のための企画、実施支援
  - エ 谷地区内外の交流促進及び谷地区活性化に繋がる取り組みの企画、実施（イベント企画等）
  - オ 挾間地域のまちづくり・地域振興に関すること
  - カ 由布市（主に挾間地域）の情報発信に関すること
  - キ 移住定住政策の支援

【活動地域】由布市全域（主に挾間町谷地区）

【勤務地】①由布市役所 挾間庁舎（由布市挾間町向原128番地1）  
②谷むらづくり協議会事務所（由布市挾間町谷699）

【その他】谷むらづくり協議会について

ホームページ：<https://yufutanimura.com/council/>

インスタグラム：<https://www.instagram.com/yufushi.tanimura/>



## 3 報酬・有給休暇等

- （1）給料 月額172,500円（月16日間勤務、1日7時間45分）  
※賞与・通勤手当有り（時間外手当・退職手当などはありません）
- （2）主な有給休暇（採用日を基準に日数が決まります）  
（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間勤務の場合）
  - ・年次有給休暇 10日  
（令和8年7月1日～令和9年3月31日の間勤務の場合）
  - ・年次有給休暇 7日  
※休日・時間外の勤務については振替対応とします。

## 4 待遇・福利厚生

- （1）社会保険、雇用保険に加入します。
- （2）住居については、月5万円を上限として賃貸住宅に係る賃料を由布市が負担します（生活必需品や光熱水費等は自己負担となります）。
- （3）活動に必要な車輌やパソコン等は市が用意します。  
(ただし、私生活で使用することはできません)
- （4）引越しにかかる費用（敷金・礼金等を含む）の補助があります（上限あり）。詳細はお問い合わせください。
- （5）イベント等、土日・祝日の勤務もありますが、振替対応とします。

2023	July
S	M
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	

## 5 任用形態・期間

- (1) 会計年度任用職員として採用します。
- (2) 任用期間は令和8年4月以降の採用日から令和9年3月31日までとします。活動状況を勘案して最長通算3年まで再任（再度任用）する場合があります。  
(ただし、年度ごとの再任となります)  
(着任日を応募者の都合に合わせることについても相談に応じます)
- (3) 法令に基づき、隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、任期中であっても任用を取り消すことができるものとします。



## 6 募集対象

### ○応募資格

- (1) 年齢：不問
- (2) 由布市外の条件不利区域（※1）に該当しない区域に住民票がある方で、生活の拠点を由布市に移すとともに由布市に住民票を異動することができる方。または、他の地域で隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内の方（ただし、その場合も由布市に住民票を異動すること）
- (3) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方
- (4) 地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い関心を持ち積極的に活動できる方
- (5) 自身も地域住民として地域活動等にも積極的に参加できる方
- (6) 普通自動車免許を有している方
- (7) Word、Excel、インターネット等パソコンの一般的な操作ができる方
- (8) 協力隊終了後に定住や、起業・就業することに興味がある方

※1 条件不利区域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当する区域をいう。

### ○推薦資格

- (1) 地域活動やまちづくり活動に参画した経験がある方
- (2) 地場産品等のプロモーション経験がある方
- (3) ECサイトへの出店などの事業経験がある方
- (4) PR写真（風景、商品など）の撮影技術のある方
- (5) 自らが中心となって事業やプロジェクト等に取り組んだ経験がある方



## 7 応募方法

- (1) 受付期間 令和8年1月9日（金）まで【必着】

- (2) 提出書類

①由布市地域おこし協力隊応募用紙

②住民票（抄本）の写し

※世帯主名・続柄省略、本籍地・筆頭者省略

③運転免許証の写し

※提出された書類はお返ししません。ご了承ください。

※提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。



(3) 提出先（※郵送のみの受付とします）  
〒879-5498  
大分県由布市庄内町柿原302番地  
由布市役所 総合政策課 企画調整係



## 8 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

### (1) 第1次選考

書類選考のうえ、応募者全員に文書にて結果を通知します。

### (2) 第2次選考

①第1次選考合格者を対象に、面接を行います。

（詳細は、第1次選考結果通知の際にお知らせします）

◇面接日 ◇ 令和8年1月23日（金）（予定）

（時間については、第1次選考結果通知の際にお知らせします）

◇面接方法 ◇ WEB面接（ZOOM）

（WEB面接のためのオンライン環境は各自準備してください）

②選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書にて結果を通知します。

※応募人数の多少に係わらず、採用しない場合もあります。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので  
予めご了承ください。



## 9 問い合わせ先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 総合政策課 企画調整係

担当：佐藤

TEL 097-582-1111（内線1247）

FAX 097-582-3971

E-mail [seisaku@city.yufu.lg.jp](mailto:seisaku@city.yufu.lg.jp)

